



目次	ページ
規 則	
◎高知県会計規則の一部を改正する規則（3・26揭示）	1
◎高知県職員倫理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県契約規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部改正（行政管理課）	2
-----	
規 則	
-----	

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和6年3月26日（揭示済）  
 高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第30号**  
**高知県会計規則の一部を改正する規則**

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。  
 第1条中「第173条の3」を「第173条の6」に改める。  
 第16条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。  
 第17条第1項中「第243条の2の2第1項前段」を「第243条の2の8第1項前段」に改め、同条第2項中「第243条の2の2第1項第1号から第3号まで」を「第243条の2の8第1項第1号から第3号まで」に改める。  
 第22条第3項中「政令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に改める。  
 第30条第1項中「第165条の7」を「第165条の6」に改める。  
 第39条の次に次の1条を加える。  
 （収納の委託に係る歳入等）

**第39条の2** 法第243条の2の5第1項の規定により知事が定める収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次に掲げるとおりとする。  
 （1） 県税、地方法人特別税及び特別法人事業税並びにこれらに附帯する徴収金  
 （2） 分担金  
 （3） 負担金

（4） 使用料  
 （5） 手数料  
 （6） 賃貸料  
 （7） 物品売払代金  
 （8） 不動産売払代金  
 （9） 寄附金  
 （10） 過料  
 （11） 貸付金の元利償還金  
 （12） 損害賠償金（第14号に掲げる遅延損害金を除く。）  
 （13） 不当利得による返還金  
 （14） 第2号から第5号まで及び第10号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号、第6号から第9号まで及び第11号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金  
 第40条第1項中「政令第158条第1項の規定により」を「法第243条の2第1項の規定に基づき」に、「という。」を「という。」のうち現金の納付を受ける事務を行う者に改め、同条第2項中「歳入の」を「現金による歳入の」に改める。  
 第41条の2中「政令第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項の規定」に改める。

第41条の3の次に次の1条を加える。  
 （公金の徴収又は収納に関する事務の委託の手續）

**第41条の4** 知事は、法第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者（同条第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。第63条の2において同じ。）を指定し、公金の徴収又は収納に関する事務を委託しようとするときは、会計管理者に合議しなければならない。  
 第63条の次に次の1条を加える。  
 （公金の支出に関する事務の委託の手續）

**第63条の2** 知事は、法第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、公金の支出に関する事務を委託しようとするときは、会計管理者に合議しなければならない。  
 第64条の見出し中「支払事務受託者」を「支出事務受託者」に改め、同条第1項中「政令第165条の3第1項の規定により支出事務の委託を受けた者」を「法第243条の2第1項の規定に基づき公金の支出に関する事務の委託を受けた者（以下「支出事務受託者」という。）」に改める。

第116条第1項中「政令第158条第4項及び第158条の2第3項、政令第165条の3第3項において準用する政令第158条第4項並びに」を「法第243条の2第8項又は」に、「支出事務の委託を受けた者及び」を「支出事務受託者又は」に改める。  
 第117条中「支出事務の委託を受けた者」を「支出事務受託者」に改める。

別記第4号様式の備考中「第243条の2の2第1項第1号から第3号まで」を「第243条の2の8第1項第1号から第3号まで」に改める。

**附 則**  
 （施行期日）

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第41条の3の次に1条を加える改正規定及び第63条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。  
 （経過措置）
- 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の高知県会計規則（以下この項において「改正後の規則」という。）第41条の4及び第63条の2の規定の適用については、改正後の規則第41条の4中「法第243条の2第1項」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「令和5年改正法」という。）附則第2条第2項」と、「同条第2項」とあるのは「令和5年改正法による改正後の法第243条の2第2項」と、改正後の規則第63条の2中「法第243条の2第1項」とあるのは「令和5年改正法附則第2条第2項」とする。

~~~~~  
 高知県職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和6年3月31日  
 高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第35号**  
**高知県職員倫理規則の一部を改正する規則**

高知県職員倫理規則（平成12年高知県規則第219号）の一部を次のように改正する。  
 第3条第1項第6号中「第138条の2」を「第138条の2の2」に改める。

**附 則**  
 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

~~~~~  
 高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和6年3月31日  
 高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第36号**  
**高知県契約規則の一部を改正する規則**

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。  
 第61条中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

**附 則**  
 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
**告 示**  
 -----

**高知県告示第252号**

平成15年4月高知県告示第225号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月31日

高知県知事 濱田 省司

1の(1)タ中「ソ」を「タ」に改め、1の(1)中タをチとし、ソの次に次のように加える。

タ 児童生徒性暴力等に関する情報等に係るデータベースへの記録等（法第18条の20の4第2項）